

○神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例

平成31年3月29日

条例第34号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。

- (1) 図書館、博物館、美術館、公民館、神戸市立婦人会館、神戸市立青少年科学館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- (2) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)
- (3) 文化に関すること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日条例第49号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第49号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。